

## 損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定する。

### 1 件 名

足柄上病院における直腸癌再発の見落としに係る損害賠償の額の決定について

### 2 損害賠償の額

4,192 万円 3,786 円

### 3 事案の概要

令和 2 年 8 月に直腸癌の切除手術を行った患者（男性・55 歳）について、術後毎年 1 回の内視鏡検査が大腸癌治療ガイドラインで推奨されているにもかかわらず、足柄上病院では、これを実施しなかった。令和 4 年 5 月に内視鏡検査を実施したところ、直腸癌再発を疑う病変が認められた。

当該患者の希望で東海大学医学部附属病院に転院、骨盤内臓全摘術を行った結果、終生ダブルストマ（人工尿管及び肛門）の後遺障害を負った。

このことについて、足柄上病院に過失が認められることから、当該患者に後遺障害による逸失利益等の損害を賠償する。

なお、賠償額の全額について、病院賠償責任保険から補填される。